公　聴　会

一般ガス事業の許可及び一般ガス供給約款の設定の認可に係る公聴会の開催

次のように告示する。

平成二十七年二月六日

関東経済産業局長　安藤　久佳

一　件名　堀川産業株式会社申請の一般ガス事業の許可及び一般ガス供給約款の設定の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十七年三月二十日　午後一時三十分から

三　場所　白岡市コミュニティーセンター集会室（埼玉県白岡市白岡六五七の六）

四　事案の要旨

1　一般ガス事業の許可及び一般ガス供給約款の設定の認可（簡易ガス事業から一般ガス事業への転換）

2　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）及び堀川産業株式会社（埼玉県草加市住吉二丁目十三番十）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すること。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すること。）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「堀川産業株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十七年三月六日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一―五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「堀川産業株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十七年三月六日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一―五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

堀川産業株式会社申請の一般ガス事業の許可又は一般ガス供給約款の設定の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

公　告

諸　事　項

工場財団

大阪府泉南郡岬町多奈川谷川3351番139**株式会社ユーラスエナジー岬**の大阪府泉南郡岬町多奈川谷川3351番地139岬太陽光発電所についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押え、仮差押え又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成27年2月6日　大阪法務局岸和田支局

商業登記抹消公告

営業所　富山県魚津市釈迦堂412番地

商　号　㈲丸二運送店

上記に係る商号の登記は、商法第11条及び商業登記法第28条の規定に反して、商人（会社及び外国会社を除く。）以外の者がした登記であり商業登記法第134条第１項第２号に該当することを発見したので、本公告掲載の日から14日以内に異議の申立てがないときは、その登記を抹消する。

商業登記法第135条第２項の規定により公告する。

平成27年2月6日　富山地方法務局

商業登記抹消公告

営業所　富山県高岡市下関442番地

（登記簿上の営業所　富山県射水郡下関村下関442番地）

商　号　井イゲタ

上記に係る商号の登記は、商法第11条及び商業登記法第28条の規定に反して、商人（会社及び外国会社を除く。）以外の者がした登記であり商業登記法第134条第１項第２号に該当することを発見したので、本公告掲載の日から14日以内に異議の申立てがないときは、その登記を抹消する。

商業登記法第135条第２項の規定により公告する。

平成27年2月6日　富山地方法務局

商業登記抹消公告

営業所　富山県高岡市福岡町福岡1053番地

（登記簿上の営業所　富山県西砺波郡福岡町福岡1053番地）

商　号　丸台運輸部

上記に係る商号の登記は、商法第11条及び商業登記法第28条の規定に反して、商人（会社及び外国会社を除く。）以外の者がした登記であり商業登記法第134条第１項第２号に該当することを発見したので、本公告掲載の日から14日以内に異議の申立てがないときは、その登記を抹消する。

商業登記法第135条第２項の規定により公告する。

平成27年2月6日　富山地方法務局

商号登記抹消公告

営業所　香川県小豆郡土庄町甲5916番地

商　号　ワカサギ香味本舗

上記に係る商号の登記は、商法第11条及び商業登記法第28条の規定に反して、商人（会社及び外国会社を除く。）以外の者がした登記であり商業登記法第134条第１項第２号に該当することを発見したので、本公告掲載の日から30日以内に異議の申立てがないときは、その登記を抹消する。

商業登記法第135条第２項の規定により公告する。

平成27年2月6日　高松法務局

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２６年（家）第２３５０号

札幌市中央区北１条西２丁目

申立人　札幌市長　上田　文雄

本籍岡山県岡山市中区平井６丁目235番地１、最後の住所札幌市中央区北２条東７丁目82番地　ラポール永山公園1314号、死亡の場所北海道札幌市白石区、死亡年月日平成24年７月５日、出生の場所台湾台北州基隆郡、出生年月日昭和14年12月５日、職業不詳

被相続人　亡　平井　正利

事務所札幌市中央区大通西10丁目　ＮＹビル３階　弁護士法人吉田康紀法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田　康紀

札幌家庭裁判所